

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。



G20・金融安定理事会 (FSB)・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	
アジア・オセアニア			アルゼンチン			サウジアラビア			○	○	○	
日本	⑦	○	○	欧州			南アフリカ			○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体				
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—	
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○		
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○		
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○		
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○		
香港		○	○	オランダ		○	○	支払・決済システム委員会 (PSS)		○		
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関				
米州			ベルギー				○	国際決済銀行 (BIS)		○		
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行 (ECB)		○		
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金 (IMF)		○		
ブラジル	○	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○		世界銀行 (WB)		○		
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ			経済協力開発機構 (OECD)				○	

(※1) G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか 100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、G7を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要議題とされている。近年は年1回の首脳会議（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。

II 主な議論

2016年9月に杭州（中国）で開催されたG20首脳会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 開かれた強靱な金融システムの構築は、持続可能な成長と発展を支える上で極めて重要であることを確認。
- ② これまでに合意された金融セクター改革の課題の適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミット。
- ③ 公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化することを再確認。
- ④ 改革の実施及び影響に関するFSBの第2回年次報告を歓迎するとともに、重大で意図せざる影響にも対処することも含め、改革の実施と影響に対する監視を引き続向上させる。
- ⑤ 保険セクターにおけるシステムック・リスクの問題に引き続き対処する。
- ⑥ 店頭デリバティブ改革の完全かつ適時な実施にコミットし、取引情報蓄積機関への店頭デリバティブ取引の報告と、当局のデータへのアクセスの法的障壁を除去。
- ⑦ 各国のFMI原則の実施のギャップ縮小を奨励するとともに、中央清算機関の強靱性、再建計画、破綻処理可能性を向上させる作業を支持。
- ⑧ 資産運用業の活動がもたらす構造的な脆弱性に対応するための政策提言案を歓迎。シャドーバンキングを含む、金融システムに生じつつありリスク及び脆弱性を引き続き監視し、必要に応じて対処する。
- ⑨ コルレス銀行サービスの減少に引き続き対処。
- ⑩ 金融包摂のための具体的な行動をとることを奨励。

また、2017年3月にバーデン・バーデン（ドイツ）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 開かれた強靱な金融システムは、持続可能な成長と発展を支えるために極めて重要であることを確認。

- ② 合意されたG20 金融セクター改革の課題の、適時、完全かつ整合的な実施及び最終化を支持するというコミットメントを再確認。
- ③ 資産運用業の活動がもたらす構造的な脆弱性に対応する政策提言を支持するとともに、IOSCOに対して、提言を運用に移すための具体的な措置を策定することを求める。
- ④ 金融システムにおいて生じつつあるシャドーバンキングリスク及び脆弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。
- ⑤ 店頭デリバティブ市場に対する改革の実施と影響に関するFSBによる包括的なレビューを期待するとともに、店頭デリバティブ改革の完全、適時かつ整合的な実施の完了を要請。
- ⑥ 公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化することを確認。
- ⑦ FSBの第3回年次報告を期待するとともに、重大で意図せざるいかなる結果にも対処すること等により、改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる。
- ⑧ G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを策定するためのFSBによる作業を歓迎。
- ⑨ 「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の実施を評価するためのOECDメソドロジー」を歓迎。
- ⑩ FSBや他の国際機関や基準設定主体と協力し、デジタル金融の状況をしっかりと監視することを奨励。
- ⑪ ICTの悪意ある利用に対するG20 メンバー国における金融サービスと金融機関の強靱性を向上させる。
- ⑫ 送金、金融包摂、貿易及び開放性を支えるため、コルレス銀行の減少を評価し対処するための、FSBの進捗報告書及び2017年の作業計画を歓迎。
- ⑬ 「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の効果的な実施を支持。

参考：G7

I 沿革

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの7ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として1986年に設立が合意された。同年9月に第1回G7首脳会合（サミット）が開催され、近年は年1回の首脳会議（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

II 主な議論

2017年5月にバーリ（イタリア）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 代理業者も含めた資金移動業者の監督と監視を引き続き改善。
- ② G7サイバー専門家グループに対し、サイバーセキュリティの効果的な評価のための基礎的な要素を策定するよう指示。
- ③ サイバー攻撃が我々の経済に対して増大する脅威を与えており、経済全体にわたる適切な政策対応が必要。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

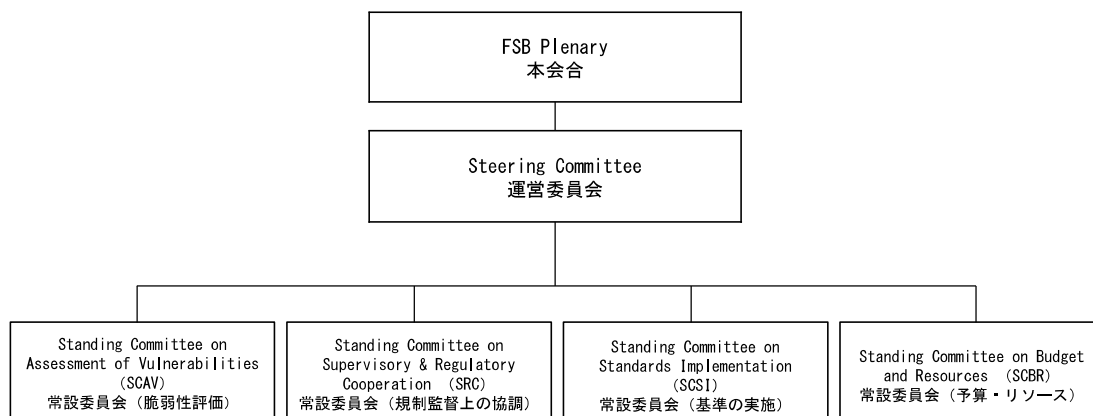
その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。

図表 金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 金融規制改革の影響評価

F S Bは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20首脳会合に向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表している。本年度においても、7月のG20首脳会合に向け、第3次年次報告書が公表された。

加えて、F S Bでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定作業を行っている。当該枠組みは7月のG20首脳会合に向けて公表され、今後、枠組みに沿って、F S Bにおける規制の影響評価作業が進められていく予定。

2. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G: Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。その一環として、国際通貨基金（I M F）金融部門評価プログラム（F S A P）やピアレビュー等において銀行部門のKey Attributesの実施・遵守状況を評価するための基準（Key Attributes Assessment Methodology）が策定され、2016年10月に公表された。

また、ReSG傘下のクロスボーダー危機管理グループ（C B C M: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部TLAC要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。なお、保険会社やFMIについても、R e S Gの傘下部会であるi C B C Mやf m i C B C Mにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

3. 破綻時の損失吸収能力（T L A C）

破綻時の損失吸収能力（T L A C: Total Loss Absorbing Capacity）とは、巨大銀行に対して破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取組みであり、「大き過ぎて潰せない」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするものである。

2013年9月のG20サンクトペテルブルク・サミットの要請を受け、金融安定理

事会（FSB）は2014年11月にTLACに関する市中協議文書を公表し、同月のG20 ブリスベン・サミットに提出した。

市中協議の結果やバーゼル銀行監督委員会と共同で実施された影響度調査の結果を踏まえ、FSBは、2015年11月9日、TLACに関する最終合意文書を公表した。最終合意は、同月15・16日のG20 アンタルヤ・サミットに提出された。

（1）TLACに関する国際合意の概要

- ・規制対象：グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：日本では3メガ）。
- ・適格性：バーゼルⅢ上の規制資本及び持株会社が発行する普通社債等
- ・最低水準（邦銀には主に①が影響）

	2019年1月	2022年1月
①連結ベースRWA（リスクアセット）比 〔預金保険基金の算入可能額〕	16% 〔2.5%〕	18% 〔3.5%〕
②レバレッジ比率規制の分母比 ^(※)	6%	6.75%

(※) ①と同額の預金保険基金を分子に算入可能。

- ・内部TLAC：処理対象の持株会社に海外の主要子会社グループの損失を吸収するため、海外の主要子会社グループから持株会社に対し内部TLACの発行を義務付け

（2）2019年の規制の適用開始に向け、主に次のような作業が進められている。

	責任主体	完了期限
バーゼル3の下でのTLACの開示要件を特定	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	2016年10月
TLAC保有者規制	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	2016年10月
内部TLAC要件の実施に係るガイダンスの策定	金融安定理事会（FSB）	2017年7月

4. TLAC保有者規制

G-SIBの破綻時にTLACが損失を吸収することで、金融システム内で危機の伝播が起きることを防ぐために、G-SIB及びNon-G-SIBがTLACに対して投資を行っている場合に適用される規制。

2015年11月のTLAC最終合意文書の公表と同時にバーゼル委が開始した市中協議の結果を踏まえ、TLAC債への投資を投資者自らのTier2から控除する

ことをベースとして、控除対象に係る閾値等についての規制を2016年10月に公表した。

5. 金利指標改革

LIBOR等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にIOSCOより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にFSB報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、TIBOR・LIBOR・EURIBORの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）が求められている。

上記の報告書を踏まえ、全銀協TIBOR運営機関はTIBORの改革に係る検討を進め、2014年12月から2016年12月にかけて3回の市中協議を実施した。2017年2月、改革案を最終化し、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化し、2017年7月24日、改革を実施した。

なお、FSB報告書においては、IBORs改革のほか、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の構築が提言されている。我が国では、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レートが特定された。

こうした金利指標改革の進捗状況について、FSB傘下の指標に関する公的部門運営グループ（OSSG）がモニタリングを行っており、2017年中に最終報告書が公表される予定となっている。

6. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システムミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（WGGF）、報酬に係るワーキング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

2015年9月にミスコンダクトのリスクに関するラウンドテーブルが実施され、ミスコンダクトに係る作業を進めていくことが重要との認識が共有されたことを踏まえ、2016年5月にWGGFが立ち上がった。

WGGFでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、コンダク

ト向上に資するガバナンスの枠組強化、個人の説明責任等について議論するとともに、監督のためのツールの充実や既存の指針の強化、新たな指針の策定が必要となるかどうかについて検討が行われている。2016年～2017年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を2017年5月に公表。今後、企業文化等の3テーマに論点を絞って作業を進め、2018年春めどでガイダンス策定の要否を決定する予定。

7. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2017年末までの実施が求められている。

8. 気候変動が金融に与える影響

2015年9月に開催されたFSB主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、FSBのイニシアチブにより、同年12月TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。本邦金融機関からは東京海上グループの長村CSR室長が参加しており、2017年7月のサミットに向けて、最終報告書の公表が予定されている。

9. FSBピアレビュー

（1）対日ピアレビュー

FSB・SCSI（基準の実施に関する常設委）では、FSBメンバー国を対象に順次国別レビューを実施。国別ピアレビューでは、IMF・世銀が行うFSAPの指摘事項（勧告）に焦点を当ててレビューが行われ、FSAPの終了後2～3年後を目処に実施される。

2015年から2016年にかけて、①マクロプルーデンス政策と②金融機関の破綻処理をテーマに、日本に対する最初のピアレビューが行われた。ピアレビュー

一の結果はFSBメンバーの承認を受け、2016年12月に公表された。報告書では以下のような勧告がなされている。

- ① 金融庁の金融安定に係る制度的枠組みをさらに強化すべき
- ② 破綻処理制度の透明性を確保するためのガイダンスを策定すべき

(2) テーマ別ピアレビュー

FSB・SCSIでは、毎年複数のテーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2016年後半から2017年にかけては、コーポレート・ガバナンスに関するピアレビューを実施。各国のG20/OECDコーポレートガバナンス原則の実施状況のストックテイクを行い、2017年4月にその結果が公表された。

10. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。これに加え、2017年においては、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置される予定である。CBCGのそれぞれの作業部会の取り組みについては、同年7月のG20サミットに向けて進捗報告書が公表された。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において年4回程度開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からスウェーデン中央銀行のインゲベス議長が務めている。

II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有しているが、BISとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

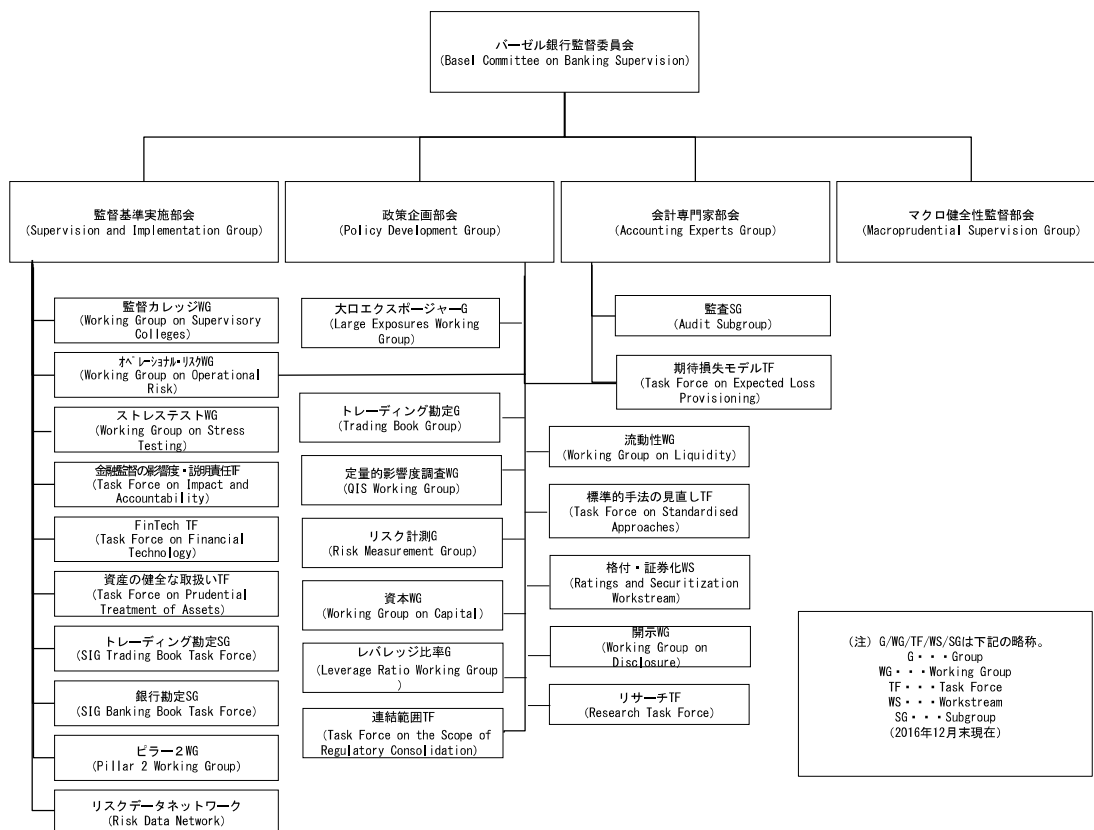
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、

世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年12月、「バーゼルⅢ」の最終規則文書として公表された。

そのうち、自己資本比率については、国際的に活動する銀行の健全性を測るリスクベースの指標として機能しているものであるが、バーゼルⅢを踏まえ、従来の普通株式等Tier 1比率2%から、最低水準とバッファを加えて、同比率7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また、こうしたリスクベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、

2つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）及びレバレッジ比率の導入が定められている。流動性基準については、2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする）こととなった。2014年10月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018年から実施することとされている。

現在は、自己資本比率の計算におけるリスクアセット（分母）のばらつきを抑制するための議論が行われている。バーゼルⅢの最終化にあたっては、資本賦課の全体水準を大きく引き上げることなく、2016年末までに見直し作業を完了することとされていたが、資本賦課の最終的な水準調整を含め、いくつかの作業を終わらせるため更なる時間が必要であるとして2017年1月に予定されていたGHOS会合の開催が延期され、引き続き最終化に向けた議論を継続している。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

1. 信用リスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、リスク感応度及び比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2015年12月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての第2次市中協議文書を公表している。

2. 信用リスクに関する内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが（内部モデル手法）、その結果にはばらつきが見られるところ、バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

2016年3月には、内部モデル手法の利用を制約する方向の市中協議文書を公表しており、市中からのコメント及び包括的な定量的影響度調査の結果を踏まえて検討を進めている。

3. オペレーショナルリスクの計測手法

バーゼル委員会は、オペレーショナルリスクの計測手法に関し、従来のBIA（基礎的手法）・TSA（粗利益配分手法）を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2016年3月にオペレーショナルリスクに関する新しい標準的手法についての第2次市中協議文書を公表している。なお、モデル手法である先進的計測手法（AMA）の廃止も提案されている。

4. 資本フロア

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、2014年12月に資本フロア（所要自己資本額の下限）の見直しに関する市中協議文書を公表している。具体的には、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼルⅠから標準的手法に変更することを提案している。2016年3月に公表された内部モデル手法に係る市中協議文書において、リスクアセット全体を対象に、標準的手法対比60～90%の資本フロアを導入することが提案されているほか、代替案として、リスクカテゴリー毎等のより粒度の細かいフロアとすることも提案されている。

5. レバレッジ比率規制

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は2015年1月から開始）。

2016年1月のGHOS会合において、全ての銀行に対するレバレッジ比率の最低水準をTier1比3%とすることで合意された。現在は、G-SIBsに対する上乘せを含め、規制のデザイン及び水準について最終的な調整を行っている。

（上記以外の主要項目）

6. ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier1）の25%（G-SIBs間取引は15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張している。

こうした議論を踏まえ、2015年1月のGHOS会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとなった。

7. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定）。

G-SIBsの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表された。

また、2012年10月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs：Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。

日本では、2015年12月に3メガバンク（三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ）をG-SIBsに指定するとともに、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスをD-SIBsに指定した。

（最終化された主要項目）

8. 銀行勘定の金利リスク

バーゼル委員会は、銀行勘定の金利リスクに関する規制・監督の枠組みに関して、2013年4月から検討を開始し、2015年6月に市中協議文書を公表した。同文書においては、①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する案（第1の柱案）と、②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応の深化を図る案（第2の柱案）の2案が併記されたが、市中からのコメントを踏まえ、各市場における金利リスクの多様性や個々の金融機関のリスク特性等を踏まえた柔軟な監督対応を可能とする②第2の柱案を採用した最終規則文書が2016年4月に公表された。

9. マーケットリスク規制の抜本的見直し

2009年に公表されたマーケットリスク規制の見直し（いわゆるバーゼル2.5）が応急措置に止まっていたとの問題意識から、バーゼル委員会は、①トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しと勘定間の規制裁定の防止措置、②内部モデ

ルの精緻化とより厳格なモデル承認プロセス、③内部モデルのフォールバックとして標準的方式のリスク感応度の向上、の3点からなるマーケット規制の抜本的な見直しを行った。見直し後の規制枠組みは、2016年1月のGHOS会合において最終合意された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的に行われており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて217機関（2016年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2016年5月にリマ、2017年5月にモンテゴベイ（ジャマイカ）で開催された。次回は、2018年にブダペスト（ハンガリー）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

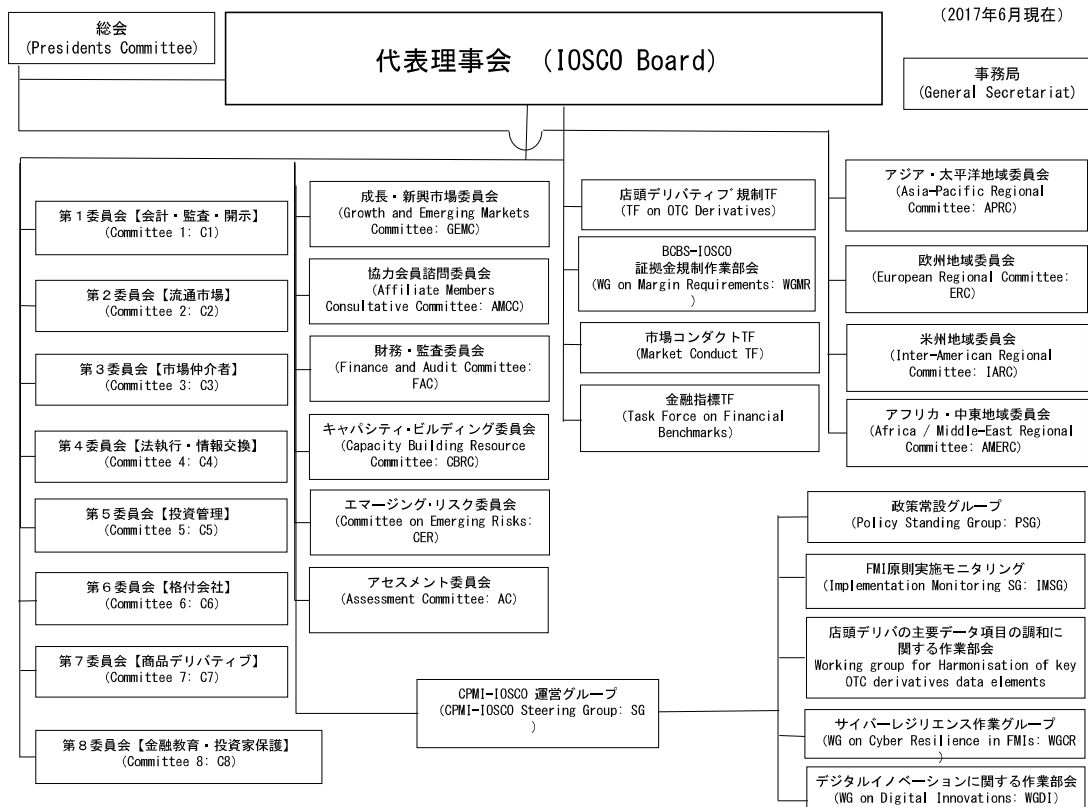
IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMOUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている。（なお、当庁は、2008年2月にIOS

CO・MMOUに署名。)

II 組織

図表 証券監督者国際機構（IOSCO）の組織



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベール委員長と、マレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。いずれの任期も、2018年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。APRCは29 当局から構成されており、現在の議長は、当庁の水見野金融国際審議官が務めている。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善 (IOSCO・MMOUの推進) に取り組んでおり、G20 首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) 及び国際監査基準 (ISA) 等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを発出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。2015 年 11 月に「公開企業の監査を行う監査法人の透明性」と題する最終報告書、2016 年 5 月に「監査委員会による監査人の監視に関する調査報告書」、同年 6 月には「会計基準で求められていない財務数値に関する提言」と題する最終報告書を公表した。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2017 年 3 月には、「社債市場の流動性に係る調査」と題する最終報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2016年12月には、「リテール向けOTCレバレッジ商品に係るサーベイ報告書」及び「自動化された助言ツールに関するサーベイ報告書のアップデート」と題する報告書、また2017年6月には、「注文回送上のインセンティブに係る報告書」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ(SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. 商品デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

商品デリバティブ市場に関する委員会は、商品デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るIOSCOの役割や戦略的取

組み等について検討を行っている。

10. エマージング・リスク委員会（CER）

エマージング・リスク委員会（CER）は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2017年2月には、「IOSCO Fintechに関するリサーチ報告書」を公表した。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2017年5月には、「証券規制の目的と原則」及び「証券規制の目的と原則 実施の評価に関するメソドロジー」の改訂版を公表した。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2017年5月末現在、114の証券当局がIOSCO・MMOUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMOUを強化するための改訂が議論され、2017年3月に「強化されたMMOU (Enhanced MMOU : EMMOU)」が策定された。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州による規制の域外適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われている。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

なお、2017年6～7月に、CCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する追加ガイダンス、並びに当局によるCCPのストレステストの枠組みに係る市中協議案が公表された。

2. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009年のサミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバテ

イブ市場改革の進捗を管理する目的で設立。定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。

直近では第12次報告書を2017年6月に公表。同報告書では、規制改革は全体として、各国において進捗しており、特に、第11次報告書からは、証拠金規制の導入が、11法域から14法域へと拡大（2017年6月末時点）し、その他の分野においても、緩やかなペースではあるが、改革が進行中としている。

3. 店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）の呼びかけにより設置された公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2015年11月、G20アンタルヤサミット向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第1次）及び2013年2月（第2次）の2度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. その他

（1）清算集中に係る相互依存性分析グループ（SGCCI）

FSB SRC、FSB ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOが策定したCCPに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。

（2）取引主体識別子（LEI）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会（ROC）が発足。2014年6月には中央業務機関（COU）を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）、その後は、LEI財団とLEIの付番、データ管理等を担う地域業務機関（LOU）の間の基本契約の締結など実務的な議論が進展している。

参考：2国間における取組み

I 米国の店頭デリバティブ規制（CFTC規則）

2012年7月、米国商品先物取引委員会（CFTC）は、ドッド・フランク法（2010年7月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及びindex型を含む10銘柄以上を対象としたCDS等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされていたため、日欧等の当局が当該規制案に対する懸念を表明。

上記を踏まえ、2013年7月にCFTCのクロスボーダー規制の最終版が公表された。CFTCは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013年12月、CFTCは、日本を含む6カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTCと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置づけがなお未確定・不明確なケースがあり、今後も、CFTCと継続的に調整・検討する予定である。

II 欧州の店頭デリバティブ規制（域外適用）

2012年8月16日に、欧州委員会（EC）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するEU規則（EMIR）が施行された。また、2013年3月15日に、欧州証券市場監督局（ESMA）より、EMIRの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

EMIRでは、EU域外の中央清算機関（CCP）がEU域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ESMAから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、CCPに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとECが判断する必要がある。

ESMAは、2013年9月1日の欧州域外国CCPの同等性評価に関する技術的助言をECに提出し、9月3日に公表。2014年10月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015年2月、ESMAとの間でCCPに関する監督協力に関する覚書を締結し、2015年4月、当庁管轄のCCPは、ESMAから外国CCPとして認証を受けた。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

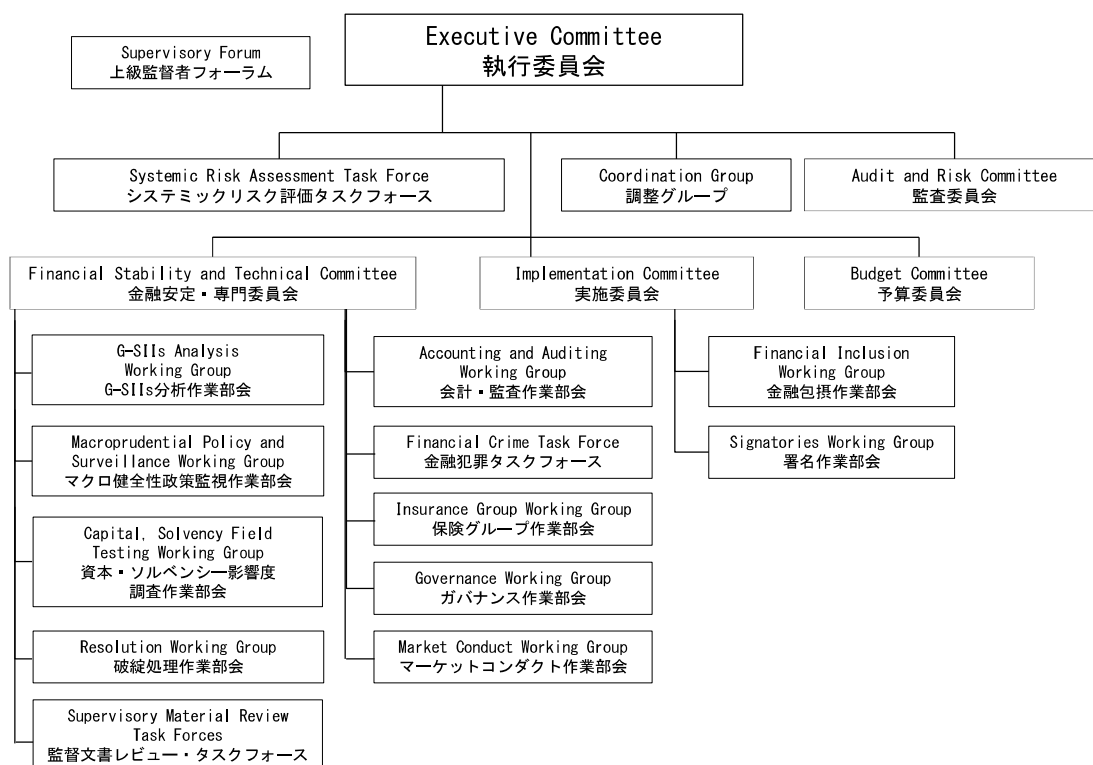
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

図表 保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

総会はIAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関である。地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：1、北アフリカ・中東：2、中東欧：1、オフショア：2）から構成されている。日本は1998年よりメンバーとして参加している。

3. 金融安定・専門委員会

執行委員会の下で金融安定に関する基準や監督基準の策定等を所掌している。金融安定・専門委員会の下には、G-S I I s分析作業、資本規制検討作業、破綻処理作業、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

4. その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. グローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s：Global Systemically Important Insurers）の選定

FSB及びIAISは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s）の選定手法及び政策措置を公表するときに、保険会社9社をG-S I I sに選定した。それ以降、毎年11月に更新リストが公表されている（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。

IAISでは、G-S I I s選定手法について、保険や再保険、その他の金融活動など国際的な保険会社の全ての業務を適切に選定に反映するため、2016年6月に選定手法を改訂している。

また、従来の機関別の評価手法（EBA：Entity-Based Approach）を補完するものとして、保険会社の「活動」に着目したシステミックリスクの評価手法（ABA：Activity-Based Approach）の検討が開始されている。次回のG-S I I選定手法の見直しは、2019年に行われる。

2. IAIGsの監督のための共通枠組み（ComFrame）の検討

IAISでは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ（IAIGs）」の監督のための共通枠組み（ComFrame）

Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) を検討している^(注)。

ComFrameは、①適用範囲（IAIGsの選定基準等）、②IAIGが満たすべき基準（ソルベンシー、ERM、ガバナンス等）、③監督当局が満たすべき基準（クロスボーダーでの監督上の協力等）、3つの柱から構成される。

IAISではComFrameの検討と並行して、全保険会社向けの要件である保険基本原則（ICP: Insurance Core Principles）の改訂作業も行っているところであり、両者をトピック毎に統合した上で、2019年の年次総会で承認される見込み。なお、一部の項目については、2017年3月に市中協議が実施された。

(注) IAIGsを判断するベンチマークとして、「国際拠点数3か国以上、かつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する国際的に活動する保険グループ」という基準が示されている。

3. IAIGsに適用される「国際資本基準」(ICS)の検討

ComFrameのうちソルベンシー基準（上記②）については、IAISは2013年12月より、IAIGsに適用するリスクベースの国際資本基準（ICS: Insurance Capital Standard）の検討を開始した。これまで2回の市中協議（2014年、2016年）と影響度調査（2015年、2016年）を実施しており、本年7月にはICS Version 1.0（拡大フィールドテストのための国際資本基準）を公表した。今後、2019年に監督に用いる基準としてのICS Version 2.0の策定を予定しており、Comradeとともに、2020年よりIAIGへの適用を開始予定。

なお、本件については、日本国内の実情や課題を踏まえて国際交渉を行うための、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者ととの連携強化の一環として、内外一体での検討を踏まえて、第2次市中協議等で金融庁として提言を行っている。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に現在35か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

II 主な議論

1. FATF第3次対日相互審査フォローアップ（2016年10月終了）

FATF勧告（旧勧告）の遵守状況に関する日本の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備（Non-compliant または Partially compliant）が指摘された。

これを受けて、日本は2010年10月からフォローアップ報告を行ってきたものの、2014年6月にはFATFから、我が国に迅速な対応を促す声明が発出された。

その後、2014年10月に策定したアクションプランに沿ってFATFから指摘された不備事項の改善に取り組んできた。具体的には、

- ① テロ行為への資金支援だけでなく、土地、建物、物品、役務の提供等の物質的支援についても処罰の対象とする「改正テロ資金提供処罰法」が2014年秋の臨時国会において可決・成立し、同年12月に施行されたこと、
- ② 国際テロリストによるクロスボーダーの取引（外為法の対象）に加え、国内取引を規制する「国際テロリスト財産凍結法」が2014年秋の臨時国会において可決・成立し、同法政省令とともに2015年10月に施行されたこと、
- ③ 疑わしい取引の届出に係る判断方法に関する規定の整備や、事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を内容とする「改正犯罪収益移転防止法」が2014年秋の臨時国会において可決・成立し、同法政省令とともに2016年10月に施行されたこと、

によってそれぞれ対応済みである。

これらの進捗を受け、日本は2016年10月のFATF全体会合において、フォローアッププロセスからの卒業が満場一致で承認された。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）コーポレート・ガバナンス委員会

1. 沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を金融庁の神田国際担当参事官（2017年6月現在）が務めている。

2. 主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の一つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20首脳会談に提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が決定され、今後実施見込み。

II 金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）

1. 沿革

F i n C o N e t は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など22カ国及び6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）が加盟。議長は、Lucie Tedesco氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はOECDが務める。当庁からは、金融庁幹部が組織の予算や政策等の重要な意思決定を行う執行評議会メンバーに選任されている。

2013年11月の年次総会（於：リスボン）において、金融サービス利用者保護の監督当局による国際組織として設立された。その後、定款を定め、仏法人格を取得し、2014年5月に事務局（OECD）との協約を締結するなど、組織作りの作業を進めてきた。2014年11月の年次総会（於：上海）では、こうした国際機関創設に関わる作業が一段落し、今後の活動方針として、メンバーによるサブスタンス面での参画・貢献に一層の比重を置いていくことが再確認された。

F i n C o N e t の目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

2. 主な議論

現在、執行評議会の下に、以下の4つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、金融庁はSC3及びSC4のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、 葡、南阿、諾、 蘭	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」をメンバーズサイトに構築。
第2常設委員会（SC2） Short Term and High Cost Lending	愛（議長）、 豪、伯、加、 中、独、尼、 葡、英	短期かつ高金利の消費者金融やペイデイローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対応。各国の現状及び監督上の対応をサーベイで収集し、今後、報告書として取りまとめる予定。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、 日、伯、加、 中、英、南阿、 豪、尼、モー リシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対応。2016年に公表した報告書（Online and mobile payments: supervisory challenges to mitigate security risks）に基づき、「Check List」を作成し、各国の監督上のベストプラクティス等を収集する予定。
第4常設委員会（SC4） FinTech への対応	西（議長）、 日、豪、伯、 独、加、尼、 葡、南阿、モ ーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。今後、各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてサーベイで収集し、最終的な成果物として報告書を取りまとめる予定。

Ⅲ 国際通貨基金（IMF）〔金融部門評価プログラム（FSAP）〕

金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第3回FSAPが行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て公表される予定。日本の第1回FSAP報告書は2003年、第2回は2012年に公表された。

（※1）2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきFSAPを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※2）前回のFSAP報告書は、「2003年の前回FSAP以降、金融システムの強化に向け重要な進展（具体例：資本状況の改善、不良債権比率の低下）。他方、多額の国債残高や経済の低成長といった要因が、中期的には金融の安定性への試練になり得る」と指摘。

（※3）2017年IMF・対日4条協議コンクルーディングステートメントの概要（金融関連）

背景：最近の経済動向と政策

○ マクロ金融面の課題は続く。金融機関は、低金利環境が収益性を圧迫しているため、より高い利回りの追求を余儀なくされる厳しい環境に直面しており、多くの銀行や保険会社は新しく、理解が浅いリスクに手を伸ばしている。信用の伸びは2016年第4四半期に加速し、海外投資や不動産関連の貸出は増加した。一方、国 - 金融間のつながりは依然として強い。

先行き：見通しとリスク

○ 低成長と低金利、及びその根底にある人口動態から来る逆風に由来する銀行の慢性的な収益性低下は、地方銀行や信用金庫のソルベンシー問題を引き起こす可能性がある。低金利が継続すれば生命保険会社もソルベンシー圧力に直面する可能性がある。

先行き：経済政策の優先課題

○ ミッションは、構造改革の加速、協調のとれた金融・財政支援、金融セクターにおける政策の強化からなる、包括的で相互に強化し合うパッケージを提言する。…こうした措置には、労働市場における賃金などの格差解消、より包括的な労働力活用の推進、民間投資の促進、財政政策策定の向上、金融監督・コーポレート・ガバナンス強化を通じたマクロ金融面の脆弱性への対応が含まれる。…低金利環境に伴うリスクに対応するための金融セクターに

おける政策の強化と、人口動態の逆風への金融セクターの適応は中心的な政策分野である。…

構造改革

第二優先課題：民間投資と長期的成長力を増大させる改革。…より踏み込んだ社外取締役に関する規定、株式持ち合いの明確な制限などのコーポレート・ガバナンス改革の更なる推進は、保有する現金の活用と投資拡大に資する。…金融セクターにおける政策は、中小企業の資金調達の制約を軽減し、生産性と投資を促進することを目指すべきであり、銀行がリスクベースの貸出へ移行するよう促すことや、公的信用保証の範囲を縮小することが含まれる。

金融安定性を守るための政策

金融監督の強化はリスクの抑制につながる。完全にリスクに基づくプルーデンス監督を支援するため内部プロセスを一層強化し、銀行・保険業界でもコーポレート・ガバナンスを強化する必要がある。更に、資本要件は各銀行のリスク特性をさらに反映した内容にすべきである。保険業界に経済価値に基づいたソルベンシー評価制度を導入するため追加的な取り組みが必要であり、将来導入される制度に確実性を有することは、各企業の事業や投資戦略の調整に資する。金融庁・日本銀行連絡会（CCFS）のマンデートを更に明確化し、マクロ・プルーデンスの政策手段を積極的に拡充することで、マクロ・プルーデンスの枠組みを一層強化しうる。

マクロ経済や人口動態のトレンドの影響について引き続き金融機関とエンゲージし、存続可能性に関する懸念が見つかった場合には迅速に対応しなければならない。当局は、①銀行の取締役会や経営幹部との連携を一層強め、経済や人口動態が将来の経営状況に与える意味合いを完全に理解するとともに、存続不能に陥った企業が円滑に市場を撤退できるよう迅速に行動することを促し、②地方銀行が手数料収入を増やすよう促すべきである。地方金融機関の再編は規模の経済を向上させるであろうが、一連の課題に対応する上では再編だけでは不十分であろう。

危機管理・破綻処理の枠組みはさらに強化できる。枠組みの複雑さや、状況次第で異なる制度が活用されるといった曖昧さによって、破綻処理の実施が困難となる可能性があり、公的支援への期待に拍車をかけかねない。監督権限が遅滞なく行使されることを可能とする更なる取り組みが、当局の早期介入のための枠組みに組み込まれるべきである。破綻処理手段の拡充や法的枠組みの強化と明確化（中央清算機関への適用拡大を含む）、運営面の改善は当局の準備態勢を向上させ、市場の期待とインセンティブを誘導することに貢献する。